

令和 8 年度（2026 年度）特定計量器定期検査等業務委託に伴う 熊本市指定定期検査機関の募集について

1 指定定期検査機関制度について

熊本市では、計量法（平成 4 年法律 51 号。以下「法」という。）に基づき適正な計量の実施を確保するために、取引や証明行為に計量器を使用する市内の事業所などを対象とした特定計量器の定期検査を行っています。

また、この定期検査については、より効果的な実施を図るため、法に基づき民間事業者等が熊本市に代わり定期検査を行うことができる指定定期検査機関制度を導入しています。

2 募集概要

- (1) 令和 8 年度（2026 年度）特定計量器定期検査等業務委託に伴い法及び計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号。以下「施行令」という。）並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 72 号。以下「省令」という。）の規定による熊本市の指定定期検査機関を募集します。
- (2) 指定する者
熊本市長
- (3) 指定の期間
令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで（3 年間）

3 指定申請の手続き

- (1) 応募資格

次のアからコの要件を全て満たす者

- ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和 7・8 年度（2025・2026 年度）業務委託競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置

要綱（平成 21 年告示 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- キ 業として本制度に係る業務を営んでいること。
- ク 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- ケ 法第 27 条の規定に該当しない者であること。
- コ 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。

（2）申請書類

省令により、以下の書類で申請してください。

ア 指定申請書（又は指定更新申請書）

熊本市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱第 2 条第 1 項に定める様式第 1 号（又は同要綱第 7 条第 1 項に定める様式 5 号）により、以下の部数を提出してください。

正本 1 通、副本 1 通（正本の写し）

イ 添付書類

（ア）から（エ）までの添付書類を、以下の部数提出してください。

正本 1 通、副本 1 通（正本の写し）

（ア）定款及び登記事項証明書（提出の日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）

（イ）申請日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

（ウ）申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（定期検査の業務に係る事項と他の事項が区分されたものであること。ただし、今回新たに定期検査の業務を行おうとする者についてはこの限りではない。）

（エ）次の①から⑧までに掲げる事項を記載した書面

① 役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第 2 条の 2 に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ただし、申請者の役員又は省令第 2 条の 2 規定による申請者の構成員が、法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当していること。

② 定期検査の業務を行う特定計量器の種類

③ 定期検査の業務を行う地域

④ 一年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数

⑤ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（借入れの場合は、貸借契約書等の写し若しくは貸付を約した書面を添付してください。なお、熊本市から借入れる場合は添付不要です。）

⑥ 定期検査を実施する者の資格及び数（一般計量士については計量士登録証（写）、それ以外の者については短期計量教習を修了し、定期検査等に係る実

務経験を証明する書面（写）を全員分添付）

⑦ 定期検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

⑧ 手数料の額

（オ）申請者が法第27条各号の規定に該当しないことを説明した書面

（カ）申請者が省令第2条の3各号の規定に適合することを説明した書面

（3）申請受付期間

令和7年（2025年）12月1日（月曜日）から令和7年（2025年）12月12日（金曜日）までの午前9時から午後5時までに申請書類を持参のうえ熊本市計量検査所に直接お越しください。

（注意：土曜日・日曜日・祝日を除く）

申請受付締切日時 令和7年（2025年）12月12日（金曜日）午後5時

（4）申請受付場所

経済観光局 産業部 経済政策課 計量検査所（熊本市東区水源2丁目1番4号）

（5）申請受付方法

申請書類を上記申請受付場所に持参してください。

4 定期検査業務の概要

熊本市における指定定期検査機関の業務概要は、以下のとおりです。

なお、業務の実施にあたっては、別途業務委託契約を締結し、業務の詳細については契約書及び仕様書で定めます。なお、契約書及び仕様書は今後の入札公告時等に公表予定です。

（1）法第19条第1項に基づく定期検査で、施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査で、原則として巡回検査方式で行う。定期検査実施校区は偶数年度を西部地区、奇数年度を東部地区として実施。なお、令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）の定期検査実績は、次のとおり。

検査戸数 997戸（令和5年度（2023年度））

891戸（令和6年度（2024年度））

検査器物数 2,419個（うち分銅等184個）（令和5年度（2023年度））

2,059個（うち分銅等333個）（令和6年度（2024年度））

（2）不合格特定計量器の措置及び使用者への指導。

（3）検定証印、基準適合証印がない計量器の使用者への指導。

（4）未受検者に対する受検義務等の説明。

（5）計量器の使用方法の指導。

（6）熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）による定期検査手数料の収納事務。

なお、収納した手数料は熊本市の収入となる。

（7）その他定期検査について特に必要と認めるもの

（8）法第22条に基づく事前調査。電話帳、情報誌、インターネット、その他効率的な方法により、定期検査の対象と想定される事業所等を抽出し、事業所等に対

し、取引・証明に使用する計量器等の所有を確認する。事業所等への事前調査後は、名称・住所・電話番号・計量器の種類・性能等を記載した一覧表を作成し提出する。なお、令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）の事前調査での発見計量器数は、次のとおり。

発見戸数 78戸（令和5年度（2023年度））

71戸（令和6年度（2024年度））

発見器物数 109個（令和5年度（2023年度））

102個（令和6年度（2024年度））

5 指定の通知

指定申請者に対して郵送により通知し、ホームページにて公表します。

6 注意事項及びその他

- (1) 労働関係法令等を遵守し、業務内容を誠実に履行すること。
- (2) 複数の応募があった場合は、審査基準を満たす全ての応募者を指定します。
- (3) 指定定期検査機関を複数指定した場合の業務委託先については、入札等により選定します。
- (4) 指定定期検査機関の審査及び令和8年度（2026年度）特定計量器定期検査等業務委託の入札等の都合上、申請受付締切日までに申請がなされない場合は、入札に参加できなくなります。

既に熊本市指定定期検査機関の指定を受けている場合で、令和8年度（2026年度）が指定期間内である場合は、今回の指定申請書の提出は不要です。

ただし、熊本市指定定期検査機関の指定を受けている場合であっても、令和8年度（2026年度）の途中で指定期間が満了する場合は、指定の更新として、今回の募集と同様に申請受付締切日までに指定更新申請書の提出が必要です。

問い合わせ先

熊本市役所 経済観光局 産業部 経済政策課 計量検査所

〒862-0907 熊本市東区水源2丁目1番4号

電話番号 096-369-0610 Fax 096-369-1096

E-mail keiryoukensa@city.kumamoto.lg.jp